

註釈『イギリス史10講』（中）

——または柴田史学との対話——

近藤和彦

間隔が開いたが、『イギリス史10講』をめぐる長い註釈を続ける。「註釈（上）⁽¹⁾」で述べた第4講までのコメントにつき補充すべきこともあるが、それはまた後日、別の構えでしっかり論じなおすことにし、先を急ぐことにしよう。以下で「本書」というのは『イギリス史10講』（岩波新書、2013）のこと、説明なしに「何ページ」と示すのはそのページのことである。なお第7刷（2016年3月）までに多少の修文・改良を加えたので、本書に言及する場合はこの最新刷による。

3. 個別的な論点と根拠（承前）

第5講

第5講は本書のなかでも一番の難所であった。第5講であつかう17世紀史は、19世紀末のアカデミズム歴史学の確立以来の長い痕跡をのこして、狭義の研究史というよりも歴史観の大きな転変の震央だったからである。⁽²⁾

「絶対君主の専制と冒険商人の前期的独占」に対抗した「ピューリタン主導の市民革命、議会主権・民主主義の確立」といった17世紀史のイメージは、かつて歴史学界だけでなく公共圏の常識をなし、考える人の準拠枠であった。その学問的枠組は、イギリスではS. R. Gardiner, Christopher Hill、日本では山田盛太郎、大塚久雄によって定式化され、文部省検定の中学・高校の世界史教科書もまたほとんどの枠組のソフト版であったとって過言でない。⁽³⁾

しかし1970年代から、これに疑問を付す実証的研究が続き、ブリテン諸島の3王国の関係へ、またヨーロッパおよび大西洋・帝国へと視野が広がり、旧説は崩壊した。イギリス史の変貌はじつは、20世紀後半の知の大転換における一局面でしかないが、その一番の主舞台は17世紀（第5講）と産業革命（第7講）であった。その後、両者には含まれた「長い18世紀」は、学問的にもっとも成果の明らかな領域となった。産業革命とそれをめぐる諸問題については、わたしの卒業論文以来のテーマで研究史をめぐる知識も十分にあり、心の余裕をもって取り組めた。しかし、17世紀については旧説の誤り・一面性を指摘してあげつらうことは容易だが、それに代わる大きな解釈を岩波新書にふさわしいナラティブとして呈示するのはやさしくない。

モリルやワーモルド（編）*SOHBI*の叙述、そして*ODNB*をはじめとする伝記的な研究（後出）は大いに参考になったが、新書の語りとしては、しばし悩み、第5講の骨格ができあがったのは2011年夏であった。それに随伴してまもなく第6講、第7講も構成が定まった。結果的に納得のゆく17世紀史のナラティブを呈示できたと思う。

113-17ページ 扉絵は17世紀の歴史の変動の結果（合同君主ウィリアムとメアリの革命体制）を示すために、世紀末に流布した版画を用いた。⁽⁵⁾ただし、本文115ページ以下の叙述は17世紀の前半にもどるので、やや旋回感があるかもしれない。

第1節「論争的な17世紀」では、教室で主流を占めてきた「わかりやすい」2つの進歩史観を措定したうえで批判し、それにたいする1970年代以降の修正論のエッセンス2点を示した。⁽⁶⁾なお学界における revisionism の定訳は「修正主義」であるが、こうした定訳は（そう自覚する、しないにかかわらず）ベルンシュタインのように現実に対応して思考しようとする動きを非難し抹殺してきた「正しいマルクス主義」またはコミンテルンに寄りそうまなざしを内包している。-ism という語形であっても、これは主義というより、むしろポジティブに（実証的に！プラス方向に！）修正しようとする姿勢／行為、修正した成果をさすに過ぎない。むしろ「修正」「修正論」などと訳せば良いのではないか。⁽⁷⁾

とはいえ、かつてのわたしの受けとめ方は威ばれたものではなく、日本の大多数の進歩派と似ていた。1980年に留学を開始した時にも、⁽⁸⁾また90年代に Conrad Russell 著を手にした折にも、revisionism とは経験主義者が（コスモポリタンな思考法や概念的な学問になじめないままに）自国史の重箱の隅をつついてにすぎない；英国人ではなく、世界史的な発想をするわたしたちの観点からすると意味の乏しい parochialism, insularity, あるいは peculiarities of the English の再来かと受けとめていた。⁽⁹⁾松浦高嶺のコメントに近い印象である。⁽¹⁰⁾2002年の史学会100回大会／『歴史学の最前線』でのわたしも、まだ迷いながらそれに近い立場から発言していた。⁽¹¹⁾

それが変わり始めるのは、前後するが John Morrill, *The Nature of the English Revolution* (1993) を読み、2000年の日英歴史家会議（AJC）で著者に会って話してからである。やがて彼の仕事、学生にたいする指導の様を知り、その意味を再考するにつれて、変化は昂進し、⁽¹²⁾最終的に2010年の在外研究（Clare Hall, Cambridge）においてモリル、ジョン・ウォルタたちと付き合い、1641年の「アイルランド虐殺事件」をめぐる史料ウェブサイトの企画を知らされ、確信に変わった。Revisionismこそ歴史学のミッションであり、希望であると。これを「修正主義」という日本語のチャージされた語感ゆえに今でも「右」とか反動とか片づけて済ませている研究者がいるとしたら、怠慢である。

モリルの多くの著作についてはあらためていうまでもない。⁽¹³⁾2003年には国際交流基金で彼

を招聘し、その講演原稿「ブリテンの複合君主制 1500年-1700年」（後藤はる美訳）と「17世紀ブリテンの革命再考」（富田理恵訳）は、わたしの「イギリス革命の変貌-修正主義の歴史学-」とともに翌年の『思想』に掲載することができた。⁽¹⁴⁾ 付言して強調すべきは彼の参与した今日的なITプロジェクトである。とくに、① *Oxford Dictionary of National Biography* (Oxford U. P., 2004) の17世紀部分、② 1641 Depositions という「3王国的」プロジェクト (Dublin, Aberdeen, Cambridge の三国志!)、そして③ State Papers Online (Cengage/Gale) といったデータベースが目覚ましい。① *ODNB* については周知のとおりである。⁽¹⁵⁾ ②は、今にいたるイングランド・アイルランド（そして長老派スコットランド）の関係の喉にささった骨のような1641年のアルスタ虐殺事件 - ほとんど日中の南京虐殺事件、日韓の慰安婦問題に近い - について、ウェブに原史料を（文書の画像および活字におこした文章、そしてリンクを張り）登載／公開し、その解説／意味についての対話を双方向で推進する、という積極的な企画である。これをダブリン TCD の Jane Ohlmeyer とともに学術的に主導した。⁽¹⁶⁾ ③の歴史的前提には公文書の家産化、すなわち近世の政治家・行政官が自宅にもちかえった案件文書が、そのまま部局に返却されず、いつしか家産として相続されて、その後200年以上たった今は、諸事情により TNA (PRO) や BL や有力大学やアメリカのどこかに分散所蔵されているという事実がある。⁽¹⁷⁾ そうして分散した公文書を、文書のデジタル化にともない、同時にヴァーチャルに再結合してみようという壮大な企画であり、モリルはその学術的な指揮をとってきた。モリルはこのように研究と世論の水準の底上げに参与してきた尊敬すべき学者である。⁽¹⁸⁾

117-19ページ 教室で今でも教えられている筋書 (p. 117) とはイングランド進歩史観であり、WASP 的価値観やピューリタン史観のまま、近代に遡及的につくられた「巡礼の父祖」や大塚史学の^{レジェンド} 伝承を受容し再生産してきた。これを批判し修正しようとする議論のエッセンス2点 (本稿 p. 2) とは、第1に定向進化の進歩主義 (近代主義とマルクス主義の2バージョンがある) にたいする contingency (複合的状況性)⁽¹⁹⁾ の強調、第2はブリテン諸島、そしてヨーロッパ、大西洋といった範囲の同時代的な関係性、context の強調である。118-19ページにおける「複合君主制」や「礫岩のような国家」は、この2点と照応する方法概念である。

近世ヨーロッパ史という点では Geoffrey Parker との対話およびその著作からも影響を受けている。⁽²⁰⁾ なお『イギリス史10講』の刊行後、『ヨーロッパ史講義』(山川出版社、2015)、『礫岩のようなヨーロッパ』(山川出版社、2016) といった編著で、わたしは友人たちとともに、礫岩のような複合政体について議論した。とりわけ後者は『岩波講座 世界歴史』(1999) における近世ヨーロッパの秩序問題をめぐる叙述⁽²¹⁾ の欠を補い、H. ケーニヒスパーガ、J. H. エ

リオット、H. グスタフソンによる論文の丁寧な翻訳を含み、また緊密な討議の末に生まれた共著である。近世国家についてのこれからの議論の礎となることを期している。

120-22ページ 第2節、第3節をどのように構成するか、そのタイトルをどうするかといった問題についても試行錯誤があった。結局、17世紀史の「筋」を ancient constitution からの逸脱 (innovation)、それを回復しようとして (誰も意図しないのに) 始まってしまった 3 王国戦争、そしてピューリタン共和国、ancient constitution の再建としての王制復古、また名誉革命、という経糸で理解し、ブルボン朝フランスおよびネーデルラント連邦 (オランダ) といった覇権国 (そしてその信教) との距離の保ちかた、国際戦略が緯糸として国の運命を決めたと考える。

チャールズ王太子／チャールズ 1 世 (生没、1600-49) について ODNB の担当執筆者は Mark Kishlansky & John Morrill である (二人がどのように分担したのかは不明)。ルネサンス君主エリザベスやジェイムズとは異なるタイプの君主、克己の人、繊細で他者にたいして厳しいチャールズのもとで、時代の空気も違った。日本語では一世代前の政治史叙述ながら、今井宏編『世界歴史大系 イギリス史』II (1990) がある。

三十年戦争のさなか、1627-28年、フランスのプロテスタント海港都市ラロシェルがリシュリュの軍により攻囲され、陥落した。ローマ=カトリック側からみれば奪還である。1628年のバキンガム公の死、翌年の議会停会の後、孤立したチャールズ 1 世の心は、神と妃アンリエット=マリ (1609-69、ブルボン朝アンリ 4 世の子、ルイ 13 世の妹。英語読みするとヘンリエッタ=マリア) にむかった (pp. 120, 122)。これを「正しい信仰」、「民主的な議会」といった側から「法王教／派」(Popery)⁽²³⁾と裁断するのでは、ピューリタン史観そのものになってしまう。むしろ古来の国制 (ancient constitution/common law) といったレトリック、エリザベス女王やジェイムズ王のとった中道 (via media) からの離反、そしてすでに活性化／商業化していた印刷文化 (paper war) といった時代の与件のなかで考察する必要がある。

ヴァンダイクによる王家の肖像画「大作」には国王夫妻と 2 児と忠犬が美しく描かれるが、奥行きのある背景はあまりに荘重で、この家族の親密空間がいかに周囲の公共空間から隔絶しているかを表象するごとくである。岩波新書の図 5-1 (p. 121) では背景をトリミングして人物を強調したので、図 A にその元のプロポーションを示す⁽²⁵⁾。高さ 3 メートルあまり、文字どおりの大作である。ちなみに、チャールズ 1 世の孤高の表象はヴァンダイクの独創ではない。前年のヘンドリック・ポットによる王家の肖像画 (図 B) でも、それは天井の高さと人物間の不自然なほどの間隔に表現されている⁽²⁶⁾。

父ジェイムズ王 (在位 1567-1625) が 1603 年の前後に人文主義の学識にもとづき神授王権をとさえ、ピューリタンにたいするハラセメントとして *Book of Sports* (遊戯の書) を発行し



〈図A〉 Anthony van Dyck (1632)
304cm×257cm



〈図B〉 Hendrik Pot (1631)
47cm×60cm

たのと、その子チャールズ王が1625年の即位後にこうしたことを再発信したのとは、状況も意味も異なる。3王国の礫岩君主ジェームズの三面六臂の活躍と利益付与／発信があればこそ、イングランド王としての治世22年間にエディンバラに一度しか行幸せずとも、スコットランド統治に破綻は生じなかった。同じ3王国を継承した、きまじめで狭量なチャールズ王

の場合は、エディンバラに2度行幸したにもかかわらず、礫岩のようなブリテン諸島の君主としては器不足であった。

122-30ページ 1628年からの政治過程についての文献はあまたあるが、総括的な叙述としては John Morrill (ed.), *The Oxford Illustrated History of Tudor & Stuart Britain* (1996); *SOHBI*, 7 (2008)⁽²⁷⁾、その年表 (pp. 260-77)、また通史ではないが A. Grant & K. Stringer (eds), *Uniting the Kingdom?* (1995); B. Bradshaw & J. Morrill (eds), *The British Problem, c.1534-1707* (1996) などに始まる諸島史の議論があり、ゆたかな示唆をえた。

この政治過程を王(王権)と長老派といった非寛容の両極の争いで説明しきことはできない。説明しようとする、王と Popery の悪(せいぜい無能)にたいして、結局はピューリタンと議会の正義が勝利するという進歩史観か、あるいはその裏返し(28)のピューリタン陰謀説(大反乱によるチャールズの殉教)になってしまう。さらに1648年になぜスコットランド長老派が王党派と結合するのか。両極の悪魔の結合は、はたして権謀術数以外の枠組で説明できるのか。「ピューリタンがすることは正しく進歩的」といった根拠のない想定をはずして考えると、むしろ歴史的な前提として次の3つがあったと考えられる。

1. イングランド人の総意、発想の準拠枠として「古来の国制」(ancient constitution)があった。フォーテスキュー(p. 77)⁽²⁹⁾からの伝統が明示的に意識されていたかどうかは別として、コモンローやエリザベス期の政治が語られるときには、「政治共同体と王の共同統治」の良き伝統が想定されていた。たとえば、1630年代のチャールズ1世の新機軸(innovation)は古来の国制を蹂躪するものとして攻撃された。41年末、議会による統帥権掌握は古来の国制に違反していたが、翌1月4日に武装したチャールズが手兵とともに庶民院に登場したことによって、彼もまた重大な国制違反を犯した。そのたびに世論は古来の国制の違反を難じ、それを回復する側に立った。後のち1660年の Restoration でも、1688-9年の Revolution でも、この「古来の国制発条」⁽³⁰⁾が効いて事態は動いたのである。

2. 宗教改革の定着したスコットランドの低地人にとって、長老派・ピューリタンの信仰はナショナル・アイデンティティになっていた。⁽³⁰⁾1638年の National Covenant とは、文字どおりネーション意識と長老派の信仰の結合を言いえて妙である(p. 124)。長老派の支配するスコットランド議会は1643年にイングランド議会とのあいだに Solemn League & Covenant を結び、さらに Westminster Assembly でブリテン諸島すべてに(イングランド国教会を廃し)長老派教会を及ぼすこと、換言すれば Church of Scotland の全諸島への波及をめざした(p. 127)。第2次内戦中、48年のスコットランドと王党派の結合(p. 129)、そして51年の長老派スコットランドとチャールズ2世の Solemn League and Covenant の再契約(p. 131)といった動きは、「ピューリタン革命」とか「大反乱」といった語をほとんど無意味にする。また王

政復古後もスコットランドでは Covenanters は根強く、89年のイングランドにおける名誉革命につづき、翌90年にはスコットランドの臨時議会（Convention Parliament）がウィリアムとメアリに Claim of Right の受諾を条件にスコットランド王冠を提供した（p. 144）。

このように、スコットランドの政治国民におけるアイデンティティの根幹には長老派の信仰と契約思想があったわけである。このことは君主制と矛盾しない。しかもこのアイデンティティは（一つのネーションを越えて）ヨーロッパのいくつかの地域やニューイングランドにも支持者をみいだす一定の広がりをもち、後の WASP 文化の芯をなした。

3. アイルランドにおけるネーション意識と信仰の問題は複合的である。⁽³¹⁾すでに16世紀からアイルランド、とりわけアルスタ地方では、宗派とエスニシティの複合により統治は乱れた。とくに九年間の反乱（1594－1603）の敗北によってカトリック氏族長たちが亡命し（flight of the earls）、その跡地にスコットランドおよびロンドンからピューリタンが植民した（p. 102）。アイルランドに1633年に赴任したウェントワース総督は、多数派カトリック住民に比較的寛大で、長老派の植民地主には厳しい宗教・経済政策だと受けとめられた。これは彼のポリテイク派（pp. 95, 104）的な政治感覚の功績であり、植民地主たちから Thorough（根こぎ）となじられ嫌われたとしても、ピューリタンの偏見／言いがかりのままに彼を「法王派」^{ボーパーリ}と難じることはできない。ウェントワースは国教徒である。ピューリタン地主の横暴を抑え、アイルランド財政を黒字に転じた能吏ウェントワースは、39年国王に望まれてロンドンに呼び戻され、ストラフォード伯を受爵し、手詰まりの王政を首都で取りしめることになった。だが、彼のいないダブリンには政治の空白状態が現出した。多数派カトリック住民と少数派ピューリタン地主が直接に対峙する事態は、一触即発である。

フランス革命の場合は、アリストクラートの革命、ブルジョワの革命、都市民衆の革命、農民の革命という、脱宗教的な4つの革命の複合で説明するのがスタンダードである。⁽³³⁾イギリスの革命においてはこういった階級的イシューでなく、イングランド・スコットランド・アイルランドという3王国における状況の複合、あるいは礫岩のような3王国における（政治的、財政的、宗教的）統治不全で説明するのが、今日のスタンダードな解釈である。⁽³⁴⁾

エディンバラにおける長老派の支配、ダブリンにおける多数派カトリックと少数派ピューリタンの対峙、そしてロンドンにおける国教会＝国王と議会の対立。この3つの磁場において争ったのが、一方の礫岩君主たるべきチャールズ（王権）、他方のいまや言論と行動できわだつ長老派である。ブリテン諸島の3王国戦争は、行動力でまさる長老派が、後手に回り失着のつづく国王に「王手をかける」という形で開始した。なにより首都ロンドン（そしてイングランド南東部）には長老派が浸透していた。スコットランド長老派はイングランド北部に攻めこみ、アイルランドの長老派地主はカトリック住民へのテロル／ポグロム⁽³⁵⁾を威嚇し、

ロンドンでは長老派議員が院外で「徒弟たち」を煽り、その群衆圧力を背景に急進的な施策を実現させた (p. 125)。革命的状況である。

結局、ブリテン諸島の、そして北海圏の経済の中心ロンドン (the City) の意向が、政治過程をも決定した。ロンドンはむしろ、先にあげた歴史的な前提3つ (本稿の pp. 6-7) に加えて第4の要素と呼ぶべきほどに重要であった。⁽³⁶⁾

2度の内戦の後、チャールズは「神の民を殺戮し、神の復讐が下るべき」「暴君、……公敵」として1649年1月の極寒の日に公開処刑されるにいたる。同じ言説や文化資源の発信も、政治社会の状況が異なれば、その歴史的機能も意味も異なってくるので、ジェームズ1世の治世からチャールズ1世の治世は、そしてチャールズ2世の治世も、連続でなく非連続として見るべきだという筋書 (pp. 117, 136-38) で本書は貫かれている。

128-33ページ 1649年3月17日にイングランドとアイルランドの王制と貴族制は廃され、5月19日の法で、国民 (Nation) の統治する Commonwealth & Free-State が宣言された。これは誤解の余地のない革命である。反乱、内戦、3王国戦争、パトニ論争はその部分／契機であって、結果はステュアート家の家産国家の解体、ピューリタン有産者の共和主義革命 (pp. 130, 135) である。この1649年の国制転換に踏み込まないまま細々したニュアンスの記述に終始するなら、修正論ないし素朴実証主義は「木をみて森をみない」と批判されて当然である。この国制革命がまたアイルランドおよびスコットランドの軍事征服をとめない、結果的に単一共和国を生じ、53年の統治章典で整備されて「無君・1議会・1法」という国のかたち、ブリテン諸島で他の時期にはない国制を採ったことがポイントである。

修正論以後の最近の研究をめぐってコメントを2つ補っておこう。

第1に、水平派および1647年のパトニ論争 (the Putney debate) を最近の研究は軽視しすぎていないか。1974年、今井宏の東大文学部における講義は、おもに A. S. P. Woodhouse (ed.), *Puritanism and Liberty* (1938; 2nd ed., 1974) に依拠したものだったが、学生・院生向けに刊行史料を用いてどう議論を組み立てるかを示す授業として十分に刺激的だった。パトニ論争は、また C. B. MacPherson, *The Political Theory of Possessive Individualism* (1962; 2nd ed., 1970) など民主主義論議の源泉でもあり、同じころ70年代前半にどこかに載ったマクファーソン書評を岡田与好は院生の前で話題にしていた。

なお、1648年12月のパージから国王裁判の特別法廷、翌1月の公開処刑は、遅塚忠躬の国王弑逆へのこだわりを知る者には避けて通ることのできない問題である。⁽³⁷⁾ これはまた遅塚と今井の友情をつなぐ一筋の学問的なイシューでもあった。

第2は、民衆の暴力、そして偶像破壊をめぐる問題で、これは J. ウォルタのテーマでもある。⁽³⁸⁾ C. ヒルの『ひっくり返った世の中』⁽³⁹⁾ 以来、急進セクト、千年王国の夢を掘りおこす研究

がひととき盛んだった。それと同時に指摘しておきたいが、革命指導者が民衆運動のエネルギーを利用し解放したときに（pp. 125, 129, 131-2）、「民のモラル」あるいは正義の代執行が制裁の儀礼としてどれほど苛烈な形をとったか。そのうち偶像破壊については、ピューリタンが勢力をもったイングランド南東部のイーリ大聖堂やノリッジ大聖堂⁽⁴⁰⁾、そしてエセクス州の教区教会などに今日も著しい痕跡がのこっている。図Cに示すのは、白黒写真でも鮮明にわかる17世紀の「偶像破壊」の跡だが、East Mersea 教区教会で今も衆目にさらされている。



〈図C〉 East Mersea Church, Essex
（近藤和彦撮影）

「民のモラル」の民衆的代執行は、村の共同体における「魔女狩り」という形をとることもある。手近なところで *SOHBI* 第7巻の年表をみるなら、1645-7年、1649年、1657-9年、1661-2年に「東部イングランドで厳しい魔女狩り」「スコットランドで広汎な魔女狩り」等々の記述がある。ピューリタニズムと民衆文化にたいする歴史家のまなざしが問い直されている⁽⁴¹⁾。これを「歴史の劇薬」とみるのか、原理主義の独善とみるのか、あるいは別のなにかとみるのか。

なお p. 133に Hobbesian problem of order について、T. Parsons, J. Habermas, 内田義彦、岸本美緒といった方々の仕事を脳裏に浮かべながら、その骨格だけ述べた。しかし、ブリテン政治社会の「アイデンティティと秩序のありかたに注意しながら、できるだけ具体的なイメージの浮かぶように述べたい」（p. 3）ともくろんだ本書では、あまり理屈っぽいページが続くのは避けたいと考え、別途に「礫岩のような近世ヨーロッパの秩序問題」⁽⁴²⁾で、いま少し立ち入って論じることにした。

134-35ページ ここでイギリスとフランスの革命の異同を論じるのは、戦後史学の到達点、柴田史学の問題意識を継承し批判したいからである。民衆暴力と、政治国民による指導と同盟、王の裁判・処刑のありかた等々といった現象について、どのように似てどのように違うか、比較して考えることには意味がある。だが、世紀を越えてイギリス革命、フランス革命、ロシア革命の課題と成果を比較することは、定向進化の発展段階論を前提にしており、高校生の頭の整理としてならよいかもかもしれないが、ほとんど時代錯誤に陥る。結局は、時代情況の違いを浮き彫りにすることにしかならない。本文の pp. 122, 125, 129, 130, 133でや

や普遍史的な観点をしつと、pp. 134-35で2つの革命の違いを3点にわたって明記したうえで、「フランス革命が18世紀的に複合的だったように、イギリスの革命は17世紀的に複合的だった」と締めた。これはルフェーヴルの複合革命論を知り、柴田のジャコバン＝サンキュロット同盟論になじんだ者には⁽⁴³⁾、ごまかして通れない contingency 論である。

だが同時に、これは「木をみて森をみない」修正のための修正主義にたいする批判でもあることに、読者の注意を喚起したい。17世紀半ばのイギリスにただの政治経過にとどまらない「革命」があったことを見逃すのは、ナイーヴな誤謬である。

なお、第7刷（2016年3月）から、この見開き2ページ内の「第二の」と「第三に」はパラグラフごと順序を入れ替えた。そうしたほうが論理の運びが自然になると考えたからであり、内実はまったく変わらない。

ひるがえって柴田三千雄『フランス史10講』では、①「フランス革命を孤立した事件とはみず、……18世紀後半からはじまる近代世界体制の第2期への転換という枠組のなかでの変革として」とらえる（柴田、p. 115）。一国史の「発展段階理論」＝講座派理論は「崩壊した」と明言したうえで、世界史を同時代的にみる、いわば労農派的な≡京都学派的な観点がとなえられる⁽⁴⁴⁾。だが、労農派が講座派よりもさらに経済決定論である傾向には与することなく、「フランス革命の独自性とは何だろうか」（柴田、p. 112）という問いとともに、政治文化の独自性（柴田、p. 116）、自由と平等のバランスの律動（柴田、p. 228）が「国家のアイデンティティである」と記す。イギリスの近世以降、これに照合するものを捜すなら、アングリカニズムとピューリタニズムの対抗の律動であり（かつて越智武臣が謳いあげた⁽⁴⁵⁾）、近代以降はこれに福音伝道主義とベンサム⁽⁴⁵⁾の効用本意との結合が加わったと考えられる。

②こうして叙述の経糸は、フランスという *respublica* の型、王国だったり共和国だったり帝制だったりする「国のかたち」である。それはわたしの『イギリス史10講』でも *mutatis mutandis* 共通している。中世以来、ヨーロッパではどの国でもそれぞれの秩序問題の根幹に *Uniting the Kingdom?* という問いがあった。これはフランス史・ドイツ史・イギリス史の3つの『10講』を貫く問いであろうと思われるが、前提がすこし違うようだ。『フランス史10講』、『ドイツ史10講』で中世から現代までの叙述の前提になっているのは、それぞれ19世紀後半の国民国家フランス、国民国家ドイツの枠組、あるいはその1919年の修正版の枠組であるように思われる。今日のベルギーやスイス、カナダの一部の地域などのフランス語世界、今日のオーストリアやチェコ、バルト海地域などのドイツ語世界は、ほとんど視野の外におかれている。なによりも顕著な多民族状態については、ポジティブには論じられない。たしかにヨーロッパ世界のなかの一国という位置づけではあるが、「礫岩のようなヨーロッパ」と

いう問題意識からは不満がのこる。

イギリス史においては、研究書はいうまでもなく、たとえ新書の類の叙述であっても、すでにそうした（修正論より前の）前提は成り立たない。⁽⁴⁶⁾

註

- (1) 近藤和彦「註釈『イギリス史10講』（上）－ または柴田史学との対話」『立正大学大学院紀要』第30号（2014）。立正大学リポジトリ <http://hdl.handle.net/11266/5295> に登載。
- (2) オクスフォード大学における Ford Lectures はイギリス史研究の大きな潮流を反映してきた。そこには中世史や現代史家とともに、1896-7年、第1回の S. R. Gardiner 以来、順に Charles Firth, Christopher Hill, Joan Thirsk, J. P. Kenyon, Patrick Collinson, Conrad Russell, David Underdown, Paul Slack, Keith Thomas, Quentin Skinner, John Morrill にいたる17世紀史および直接関連するテーマでその時々を代表した歴史家が招聘されている。John Pocock がなぜか呼ばれていない（招聘に応じなかった？）といった欠落はあるが。
- (3) 近藤和彦『文明の表象 英国』（山川出版社、1998）、その第1章で論じた。
- (4) これは改稿のうえ、近藤和彦「産業革命前夜の民衆運動：マンチェスタ1757～58年（上・下）」『社会運動史』2（1973）、4（1974）となった。
- (5) この版画は Edward Chamberlayne, *Angliae Notitia* で流布した。ロンドン IHR にはこの全巻が開架で揃っていて、わたしはたとえば mob/mobile vulgus 関連で版による変化を分析した。近藤和彦「モップと騒擾法（1715年）」『三田学会雑誌』86巻3号（1993）。
- (6) これについては、ほかでも研究史に論及する場合に、精粗の差はあれ、触れてきた。たとえば近藤『文明の表象 英国』；『長い18世紀のイギリス：その政治社会』（山川出版社、2002）；「修正主義をこえて」、史学会編『歴史学の最前線』（東京大学出版会、2004）所収；『イギリス史研究入門』（山川出版社、2010/15）の第1章など。
- (7) この点、『角川世界史辞典』（角川書店、2001）の「修正主義」の項で西川正雄が要をえた説明を示している。『山川世界史小辞典』（山川出版社、2004）の場合は無署名で、あいかわらずドイツ社民党史／マルクス主義の枠にとらわれた説明である。
- (8) 恥ずかしながら告白する。ケインブリッジで（1980年8月）最初に学問的な話の相手をしてくれたイギリス史家マーク・ゴールディは、John Morrill のゼミに出るとよいと勧めてくれた。だが、18世紀を、マンチェスタをやるつもりでケインブリッジに乗り込んだわたしは、限られた留学期間で17世紀史に首をつっこむのは脇道のような気がして避けた。同じ理由で、人気だった19世紀社会思想史の Gareth Stedman-Jones の授業にも出ないまま2年を過ごした。当時のケインブリッジ歴史学の活況については、近藤「18世紀イギリスとブルーア」、『スキャンダルと公共圏』（山川出版社、2006）所収。
- (9) Perry Anderson, 'Origins of the present crisis', *New Left Review*, 23 (1964); E. P. Thompson, 'The peculiarities of the English', *Socialist Register*, 1965.
- (10) 松浦高嶺『イギリス近代史を彩る人びと』（刀水書房、2002）、v-vi, pp. 84-86.
- (11) 近藤「修正主義をこえて」。2002年の大会記録の編集版が、『歴史学の最前線』である。
- (12) 彼の指導により後藤はる美（2008）、辻本諭（2009）が博士号（Cantab.）を取得した。
- (13) 今井宏『イギリス革命の政治過程』（未来社、1984）の長い「研究史的補説」では、モリルがエヴェリットの州共同体学派の「頂点」とされ、計3ページほど論及されていた。
- (14) いずれも『思想』964号（2004）。その註に関連する書誌の詳細が載っている。
- (15) 『丸善新刊洋書ご案内』2004年7月、pp. 2-3；『イギリス史研究入門』pp. 24, 314.

- (16) <http://1641.tcd.ie/>
- (17) 近藤『民のモラル：ホーガースと18世紀イギリス』（ちくま学芸文庫、2014）pp. 143-4, 352-3. フランス近世の類似例は二宮宏之『全体を見る眼と歴史家たち』（木鐸社、1986）pp. 123-4.
- (18) 近藤「イギリス革命の変貌」『思想』964号（2004）。また『岩波世界人名大辞典』（岩波書店、2013）のモリルの項。ちなみに、この『大辞典』のオブライエン、ガードナー、キャナダイン、ストーン、デイヴィス、テイラ、トマス、トレヴァー＝ローバ、トレヴェリアン、ドントン、ネイミア、バタフィールド、ヒル、ファーニ、ブルーア、ホブズボームなどの歴史家はわたしが執筆した。
- (19) 松浦も前掲の著書で「偶発性」という語を用いる。定向進化の史観が想定してきた「不可避性」「必然性」を否定する用語である。村上淳一『仮想の近代』（東京大学出版会、1992）でも、歴史における偶発／偶然はキーワードである。ただし、環境的な複数の要因の重合に注目するならば、偶発／偶然よりも、複合性と情況性のなかで主体性を埋没させない訳語がよい。ちなみに経営学には、危機管理をもちこんだ contingency theory というものがあるようだ。
- (20) R. L. Kagan & G. Parker (eds), *Spain, Europe and the Atlantic World* (Cambridge U.P., 1995); T. Andrade & W. Reger (eds), *The Limits of Empire: European Imperial Formations in Early Modern World History* (Ashgate, 2012) といった2著は、パーカの先生 J. H. Elliott の院生指導および文書館リサーチ、そして執筆の姿勢をめぐってエピソード豊かに語る。
- (21) 近藤「近世ヨーロッパ」、『岩波講座 世界歴史』第16巻（岩波書店、1999）所収。
- (22) J. P. Kenyon (ed.), *The Stuart Constitution 1603-1688*, 2nd ed. (Cambridge U.P., 1986), esp. pp. 1-3, 7-10, も同様の考えかたのようである。
- (23) Popery の近世的含意について、西川杉子「プロテスタント国際主義から国民意識の自覚へ」、『史学雑誌』105編11号（1996）など。Popery の訳語については二人で討論したあげく、通俗的な「法王」「法皇」を生かしたものにしようという合意に達し、以後そうしている。
- (24) 第1子チャールズが2歳くらい、メアリ姫（1631年11月4日生）がまだ乳児なので1632年半ばまでの制作とみえる。
- (25) Royal Collection. Anthony van Dyck 制作による、別名 the great piece. 304×257cm. ヴァンダイクも、アンリエット＝マリも、以下、人物については ODNB；また簡にして要をえた OCBH も参照。
- (26) Royal Collection. Hendrik Pot 制作。47×60cm. チャールズ王子は1歳未満とみえる。
- (27) その文献表（pp. 249-59）も、『イギリス史研究入門』の関連箇所とともに有益。西川杉子編訳『ブリテン諸島の歴史 17世紀 1603-1688年』（2015）がようやく刊行された。
- (28) cf. 近藤「註釈『イギリス史10講』（上）」p. 85.
- (29) Kenyon (ed.), *Stuart Constitution*, pp. 7-10. ケニヨンによれば、チャールズ1世、ジェームス2世による君主集権への施策は、17世紀ヨーロッパ史のメインストリームに棹さず動きであり、「自然」であった。
- (30) John McCafferty, The churches and peoples of the three kingdoms, *SOHBI*, 7. エリオットも近世の複合君主政のなかの「宗教ナショナリズム」としてスコットランドを例示している。『礫岩のようなヨーロッパ』第2章、pp. 64-68.
- (31) McCafferty, Churches and peoples.
- (32) *SOHBI*, 7, p. 266は1632年に総督任命と記しているが、*Handbook of British Chronology* (RHS, 1986), p. 168には任命1633年7月3日、宣誓就任同7月25日とあり、こちらに従う。
- (33) G. ルフェーヴル（柴田三千雄・暹塚忠躬訳）『1789年 - フランス革命序論』（岩波文庫、1998）、その訳者による「解説」も有益。
- (34) Morrill (ed.), *Oxford Illustrated History of Tudor & Stuart Britain*; Morrill in *SOHBI*, 7; 後藤

- はる美「考えられぬことが起きたとき」、『ヨーロッパ史講義』（2015）所収。
- (35) プロテスタントによる恐怖支配を指摘し、ポグロムという強烈な語を用いるのはモリルである。Morrill (ed.), *Oxford Illustrated History*, pp. 365, 370.
- (36) cf. E. A. Wrigley, 'A simple model of London's importance in changing English society and economy', *Past & Present*, 37 (1967); Derek Keene (一柳峻夫訳)「時間と空間におけるロンドンの素材」、近藤・伊藤編『江戸とロンドン』（山川出版社、2007）所収。
- (37) 遅塚忠躬『フランス革命：歴史の劇薬』（岩波ジュニア新書、1997）；同『フランス革命を生きたテロリスト：ルカルバンティエの生涯』（NHK ブックス、2011）。
- (38) John Walter, *Understanding Popular Violence in the English Revolution* (Cambridge U.P., 1999).
- (39) Christopher Hill, *The World Turned Upside Down* (M.T. Smith, 1972); David Underdown, *Revel, Riot and Rebellion* (Oxford U.P., 1985).
- (40) Ian Atherston et al., *Norwich Cathedral, 1096–1996* (Hambledon, 1996), pp. 540-57には、大聖堂における「市民」の強い要求と実力行使が記録されている。
- (41) Julian Goodare (ed), *The Scottish Witch-hunt in Context* (Manchester U.P., 2002).
- (42) 古谷大輔・近藤和彦編『礫岩のようなヨーロッパ』（山川出版社、2016）、序章。
- (43) ルフェーヴル『1789年』；柴田三千雄『バブーフの陰謀』（岩波書店、1968）。ただし最近、ソブール＝柴田のジャコバン・サンキョロット論に留保をおく、松浦義弘『フランス革命とパリ民衆』（山川出版社、2015）が刊行された。
- (44) 柴田『フランス史10講』 pp. 4, 69–73, 111–15. この観点はすでに、柴田「総説」『岩波講座 世界歴史』17（1970）；柴田「フランス革命とヨーロッパ」『岩波講座 世界歴史』18（1970）にも呈示されていた。
- (45) 越智武臣「歴史家 R. H. トーニー：あるモラリストの思想と生涯」『近代英国の発見』（ミネルヴァ書房、1990）所収。初出の『みすず』誌（1974年）における連載時から修文され、トーンダウンしているようである。
- (46) あいかわらず旧態依然たるイングランドの王朝・政治家史も再生産されているが、そうしたものは研究史の無視、研究者名の欠如が顕著である。

(To be continued.)